

Title	行為の手引きとしての道徳的理想：グリーンの当為論
Sub Title	The moral ideal as a guide for actions
Author	水野, 俊誠(Mizuno, Toshinari)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2023
Jtitle	エティカ (Ethica). No.16 (2023.) ,p.77- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20230000-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

行為の手引きとしての道徳的理想

グリーンの当為論

水野俊誠

はじめに

別稿で見たように、グリーンの手引きでは、道徳的理想は共通善である。共通善とは、各人がそれを得ることが、全員がそれを得ることに貢献するような心の状態および性格である。具体的には、能力の実現、永続的自己の充足、善意志、相互奉仕の理想への献身、人間の完成である¹。ところで、グリーンは、正の観念と善の観念とを不可分のものとして捉えている。それ故、共通善の観念は、究極善の観念であるのみならず、究極的な正の観念でもある²。では、この観念は、どのような行為の手引きを与

* 本稿で用いる略号は以下の通り。

PE: Green, Thomas Hill, *Prolegomena to Ethics*, 1883, D. O. Brink ed., Clarendon Press, 2003. (矢嶋直規、久保田顕二、寺中平治、米澤克夫訳『倫理学序説』(創文、2022年)) (略号の後の数字は節を表す)

L: Sidgwick, Henry, *Lecture on the Ethics of T. H. Green, Herbert Spencer, and J. Martineau*, 1902, J. Constance ed., Cambridge University Press, 2012. (略号の後の数字は頁を表す)

- 1 水野俊誠「グリーン『倫理学序説』における共通善」『エティカ』第15号、2022年、41-69頁、参照。
- 2 水野、前掲書、参照。Cf. Simphony, Avital, “T. H. Green’s Complex Common Good: Between Liberalism and Communitarianism”, Simphony A., Weinstein D. eds., *The New Liberalism: Reconciling Liberty and Community*, Cambridge University Press, 2001, pp.69-91.

えるだろうか。

以下、まずグリーンの当為論すなわち道徳的理想の理論が与える行為の手引きを、明らかにする（第1節、第2節）。次に、グリーンの当為論に対するシジウィックによる批判を、取り上げる（第3節）。そして、その批判の妥当性を検討する。さらに、グリーンの当為論の意義と問題点を、明確にする。

第1節 社会の制度と慣習的道徳

グリーンは、『倫理学序説』第194節で以下のように述べている。

人間にとっての無条件的な善の概念を、その概念が示唆する行為の無条件的規則と併せて認めるとして、それらの規則は特に何を命じるのであろうか。

人間にとっての無条件的な善とは、道徳的理想に他ならない。それは、行為の無条件的な規則を課す。行為の無条件的な規則とは、「何かあることが、それをなそうとするいかなる性向ともかかわりなく、なされるべきことを要求し、絶対的に望ましいとして想われるが故に望まれるこの目的以外のいかなる目的とも……かかわりなくなされるべきことを要求する規則」(PE 193)である。こうした規則は、何を命じるのだろうか³。若干敷衍して言えば、道徳的理想の理論は、どのような行為の手引きを与えるのだろうか。

この問いに答えるための第一の手掛かりとなるのは、『倫理学序説』第172節の以下の一節である。

3 Cf. PE 310.

より善いものを追い求める実践的奮闘は、ある最善のものがあるという観念を原動力としてきたのであるが、この奮闘は、最善のものへもっと接近しうる方法を、それを見ようとする人の目には明白にするといったたぐいの効果を、人間の営みの世界に生じさせてきた。人間はこれまで、全員の福祉を各人の福祉ともする傾向にある制度、習慣を通じて、また自然を、利用させるものとしても観照されるものとしても人間の友とする技芸を通じて、自らをいかにして向上させてきたのか、そのことを概略的な結果において理解することは困難ではない。そして、まさにこのことが明白である限りにおいて、我々は究極的な道徳的善のことを、我々の振舞いを導くに足るほどには知っている。

最善のものすなわち道徳的理想を追求する努力は、その理想の実現に資する制度や習慣などをもたらす。こうした制度や習慣などを通じて、人は最善のものすなわち道徳的理想に接近する方法を知る。この方法は、行為の手引きとなる。以上に鑑みれば、制度や習慣は、行為の手引きを与えと言える。

目下の問いに答える第二の手掛かりは、『倫理学序説』第 179 節の以下の一節である。

何が真に善いのかについての個人の確信は、実践理性が、生の完成に資する社会の制度、慣習、判断という形でこれまで自らに与えてきた表現の、個人における反映なのであるが、……

個人は、真の善すなわち生の完成に資する社会の制度や慣習を通じて、真の善について確信を得る。この確信は、行為の手引きとなる。以上に鑑みれば、社会の制度や慣習は、行為の手引きを与えと言える。

では、社会の制度や慣習は、行為の手引きとして十分なものであろうか。

この問い答える手掛かりとなるのは、『倫理学序説』第311節の以下の一節である。

そうした理想〔真に価値のある理想：引用者〕の影響のもとで、生活の諸制度や規則が形成される。それらはその時代においては不可欠であるけれど、普遍的な拘束力を持つ指令の基盤としては適していないのである。

人間の完成という理想は、社会の制度や慣習的道德の規則をもたらす。しかしながら、それらの制度や規則は、時代の状況に制約された、理想の不完全な表現に過ぎない。それ故、普遍的な拘束力を持つ指令の基盤とはならない。だとすれば、行為の手引きとして十分なものではない。

具体的には、社会の制度や慣習は、次のような困難な問題点を持つ。その問題点とは、それらは、(a) 例外を許容するということ、(b) 互いに対立し、また、個人の道徳的衝動と対立するということ、(c) 時代によって変化するということである。順に見ていこう。

(a) について、グリーンは、『倫理学序説』第197節で以下のように述べている。

国家の法や世論の法が承認する義務はどれも、何らかの点で状況に相関的でなければならない。それ故、〔人間性の理想の：引用者〕定言命法を伝える規則は、現実的な意義を持つことと両立可能な最も一般的な言葉で述べられるとしても、やはり例外を許容するものでなければならない。……慣習的道德の要求は、この〔人間性の理想を追求すべきだとする：引用者〕絶対的命法の表現であるが故に、……それらの要求が適切に適用可能な状況以外の状況から生じる例外を免れないとしても、……

法や慣習的道徳の規則は、人間性の理想を追求すべきだという絶対的命法の表現である。しかしながら、状況に相関的である。それ故、それらを適用できない状況が存在する。言い換えれば、例外を許容するものである (PE 196, 380)。

(b) について、グリーンは、『倫理学序説』第 314 節で以下のように述べている。

適切な意味で良心の困惑と呼ばれるものは、いつも次のことから生じるように思われる。それは、人間の行為の善の理想を表現する異なった定式の間に対立から生じるか、善の理想促進のための異なる諸制度は本質的には部分的あるいは相対的な服従を要求する以上の権限を持たないのに、人々の精神に対してまで同様の権威を獲得してしまった場合の諸制度の対立から生じるか、あるいはまた、一方でのそうした定式や制度と他方での個人の側の道徳的な衝動と両立しないことから生じるのである。

社会の制度や「公認の規則」(PE 314) すなわち慣習的道徳の定式は、善の理想を部分的に表現する。それ故、互いに対立しうる。加えて、その理想を追求する個人の道徳的衝動とも対立しうる。これらの対立は、良心の困惑をもたらす⁴。

(c) について、グリーンは、『倫理学序説』第 279 節で以下のように述べている。

この [善の実践的な] 追求から生活の制度と調整、社会的要求と期待、賞罰の慣習的授与が生じた。これらへの内省において——それらから何らかの共通の意味を抽出しようとし、本質的なものを保持しつつ—

4 Cf. PE 310-328.

時的で偶然的なものを拒否しようとする努力において、…… [強調は引用者]

社会の制度や慣習的道德の規則は、一時的で偶然的なものをその構成要素の一部とする。だとすれば、部分的には変化するものである⁵。

今しがた見たように、社会の制度や慣習的道德の規則は、例外を許容し、互いに対立しうる。加えて、部分的には変化する。それ故、これらがまったく役に立たず、道に迷うような状況が生じる⁶。

そこで、社会の制度や慣習的道德の規則を、是正したり補足したりすることが必要になる。

慣習的道德について、第一に、グリーンは、『倫理学序説』第338節で以下のように述べている。

教養ある良心的な人が善の理論を求めるのは、慣習的道德が役立たない時、または慣習的道德の欠点を補おうとする場合なのである。…… [そのような状況で：引用者]、その人には、自分のためにもそして他人のためにも、通常の道德規則に違反する強い理由が存在するように思われる。そしてそこで、教育を受けていない人々の行為を支配するような想像力の影響から自分を解放するために、自分を指導する何らかの理性の規則を必要とするのである。

慣習的道德が役立たないケースや、それが不十分であるケースが存在する。そのようなケースで、教養ある良心的な人は、善の理論あるいは理性の規則に依拠して、慣習的道德の規則を是正したり、補足したりする。

5 Cf. PE 188, 257-259.

6 「世間の習わしがまったく役に立たず、道に迷うような状況」(PE 290)、あるいは「慣習的道德が役立たない時、または慣習的道德の欠点を補うための手引きを得ようとする場合」(PE 352, 310)が生じる。

第二に、グリーンは、『倫理学序説』第 310 節で以下のように述べている。

我々は、そうした〔道徳的理想についての：引用者〕理論が、……慣習的道徳が役立たない時に採るべき行為に一般の手引きを与えるために、生活の状況に適用される際にどのように個々の義務へと解釈されるかを、探求しようと企てた。

慣習的道徳が役立たないケースで、グリーンは、道徳的理想の理論から、行為の手引きを引き出している。若干敷衍して言えば、道徳的理想の理論に依拠して、慣習的道徳を是正したり、補足したりする⁷。

社会の制度である法について、第一に、グリーンは、『倫理学序説』第 215 節で以下のように述べている。

理想的な意味で正義に適っている人が行為する際に準拠しようとする規則は、我々が見てきたように、そのような人が、法や慣習的道徳が彼に与えてきた教訓から自分で会得する規則である。その規則は、「法が一般的であることの故に不十分である場合に」、彼が「法を補訂すること」であり、……

正義に適っている人は、法や慣習的道徳を解釈して、自らの規則を手に入れる。その規則とは、法が不十分であるケースでは、自らが法を補訂する、というものである⁸。

では、正義に適っている人は、どのように法を補訂するのであろうか。この問いに答える手掛かりになるのは、『倫理学序説』第 210 節の以下の

7 Cf. PE 293, 299, 300, 308, 311, 312.

8 Cf. PE 293, 299, 362.

一節である。

社会的感情は、……しばしば共通の人間愛という根拠に基づいて、法にはただ権利侵害の防止しかなしえない場合に他者の奉仕に何か積極的な貢献を行うように求めたり、法が認可する請求の厳しい強要をいくらか減じるように求めたりする。

共通善すなわち道徳的理想の観念は、「普遍的な人間同胞性の理論」をもたらず（PE 209）。そして、普遍的な人間同胞性すなわち共通の人間愛は、法的な義務以上の行為を求めたり、法が認可する請求を差し控えたりすることを要求する。具体的には、困窮している人を援助すること、「債務者が餓死を犠牲とした、法的には正当な借金の取り立て」を行わないことなどを要求する（PE 210）⁹。

まとめると、社会の制度や慣習的道徳の規則が役立たないケースでは、それらの規則を是正したり、補足したりすることが必要になる。

第2節 道徳的理想が与える行為の手引き

慣習的道徳や法が役立たないケースや、それらが不十分であるケースで、道徳的理想の理論は、どのように役立つだろうか。

上の問いについて、グリーンは、『倫理学序説』第198節で以下のように述べている。

こういった[人間の完成という理想は定言命法であるという：引用者]学説は、法や慣習の要求において本質的なものを非本質的なものから区別するために、あるいは、承認されたどの規則も適用できないケー

9 Cf. PE 338.

スで義務を見分けるために、利用可能ないかなる基準を我々に提供するのか。

法や慣習的道徳の規則のうち、どれが本質的なものであり、非本質的なものなのか。それらの規則のどれも適用できない事例において、義務をどう見分ければよいのか。これらの問いに、道徳的理想の学説は、どのような答えを与えるのか。言い換えれば、道徳的理想の学説は、どのように実践へと転換できるのか。

グリーンは、続けて以下のように述べている。

その学説が仮にも実践へと転換しうる、その限りでも、それがもたらす結果は、どこかの場所であり、ある時代になりには確立された慣習的道徳の規範にただ完全に順応して、それを改良したり拡張したりする努力を怠らせることであるのか、さもなければ、個人がより上位の法だと好んで考えたがる何かの衝動の刺激を受けて、そこから離反することを無制限に許可することであるのか、そのいずれかでしかないのではないか。

上の学説を実践へと転換できるとしよう。その結果は、慣習的道徳への盲従か、慣習的道徳から恣意的に離反することの無制限な許可か、そのいずれか一方になるのだろうか。

グリーンは上の問いについて、『倫理学序説』第 290 節で、改めて以下のように述べている。

道徳学者がその解決を助けるように期待される問題の解決のために、ここで述べられた善についての理論 [共通善の理論：引用者] は何の役に立つのか、と問われるであろう。我々は行為の正・不正の有用な基準を求めているのである。我々は、(他人はさておき) 自分自身の

行為や生活がどの程度適切なものであるのかを判断でき、世間の習わしがまったく役立たず、道に迷うような状況で、採るべき行為の一般の手引きを手に入れるために、生活の状況に適用された時に個々の義務へと解釈される義務の理論を知ることが欲する。

慣習的道德が役立たないケースで、共通善すなわち道徳的理想の理論は、行為の正・不正の基準を与えるだろうか。言い換えれば、行為の手引きを与えるだろうか。

グリーンのお考えでは、道徳的理想の理論は、(1) 人が、道徳的理想へと向かう発展を探し求めるべき方向、(2) 善悪の基準、(3) 原則という形で、行為の手引きを与える¹⁰。順に見ていこう。

(1) について。グリーンは、『倫理学序説』第 353 節で以下のように述べている。

我々は、人間的精神の究極的な完成とはどのようなものであるのか、そしてすべてのその能力が十分に実現された時には、その生はどのようなものになるのかということについて、積極的な概念を形成できない。

人は、不完全なものである。それ故、人間の完成あるいは能力の実現とは何かについて、積極的な概念を形成できない。

上の一節のすぐ後の段落で、グリーンは以下のように述べている。

絶対的に完全な生活という観念は、我々にとって、それが何であるか

10 ニコルソンは、グリーンのお徳的理想の中に、道徳の原則と道徳的行為者という二つの要素があると述べている。加えて、道徳的基準や、徳が発展されるべき方向についても述べている (Cf. Nicholson, Peter P., *The Philosophy of the British Idealists: Selected Studies*, Cambridge University Press, 1990)。

ということに関する観念とは区別された、そのような生が存在しなければならぬという観念以上のものではありえない。……にもかかわらず、個人と社会の召命を現在のいかなる生においてよりも完全に果たすという意味で、もっと完全な個人や社会の生を非常に明確に思い描くことにおいて、何らかの困難があるということは導き出されてこない。

今しがた見たように、人間の完成という観念は、積極的なものではありえない。だとすれば、人間の完成すなわち完全な生という観念が存在しなければならぬという観念以上のものではありえない。しかしながら、現在の生よりも完全な生を思い描くことは可能である。

それは、どのようにして可能になるのだろうか。

この問いに答える手掛かりとなるのは、上の一節のすぐ後に置かれた以下の一節である。

我々はすべて、人々自身においていまだ実現されていない可能性として含まれていると同時に、彼ら自身のさらなる発展が探し求められるべき方向を明瞭に示している諸徳を認識し、おそらく断片的には実行している。……枢要徳の理想に最も接近している人は、自らのさらなる到達への進路を規定することにはどのような困難も持たないだろう。

[強調は引用者]

徳とは、「真の善に向けられた意志の習慣」である (PE 279)。それ故、徳は、人が、真の善 (道徳的理想) へと向かう発展を探し求めるべき方向を示す。ところで、すべての人は、徳を認識し、ある程度実行している。だとすれば、道徳的理想へと向かう発展を探し求めるべき方向を知ることができる。

では、徳は、どのような仕方で、人が、道徳的理想へと向かう発展を探

し求めるべき方向を示すのだろうか。

この問いに答える手掛かりとなるのは、上の一節のすぐ後に置かれた以下の一節である。

より完全であるとはどのようなことであるのか、を問うことができる人が[次のような諸徳を：引用者]今日理解している意味において、より知的卓越性を持っているとか、より勇敢で、節制的で、公正であるということは、当人に個人的に関係する限りにおいて、その問いに答えるにあたって眼前に置くべき十分な対象となる。[強調は引用者]

どんな人であっても、道徳的理想（人間の完成）を達成していない。言い換えれば、完全に有徳であることはできない。具体的には、完全な知的卓越性を持ち、完全に勇敢で、節制的で、公正であることはできない。それ故、現在の自己より知的卓越性を持つということ、より勇敢で、節制的で、公正であるということは、道徳的理想（人間の完成）を目指す個人が意志すべき対象となる。以上のような仕方、知慮、勇敢、節制、公正といった諸徳は、個人が自己の発展を探し求めるべき方向を示すのである。

グリーンは、続けて以下のように述べている。

これらの徳がより一般的に達成可能でありまた達成された社会の状態は、社会的善として見なされるべきより完全な生の十分な説明となる。[強調は引用者]

上述の諸徳が達成されうる社会の状態は、完全な生という理想を、十分に説明するものである。以上のような仕方、諸徳は、社会が、道徳的理想へと向かう発展を探し求めるべき方向を示している¹¹。

11 Cf. PE 354.

(2) 善悪の基準について。グリーンは、『倫理学序説』第 354 節で以下のように述べている。

人間精神によってこれまで諸々の技芸や科学や道徳的・政治的功績において生み出されたその真の召命の証拠をより誠実に内省してみさえすれば、我々は、自分自身の現在の生よりも善い生、現在の社会秩序よりも善い社会秩序を十分に知り、法律や習慣、そして人間の行為の諸傾向において、何が善で何が悪であるかの有用な基準を持つことができるようになると、……思われるだろう。[強調は引用者]

人は、技芸、科学、道徳、政治における達成について内省すれば、個人により善い生や社会のより善い秩序についての知識を手に入れる。これらの知識は、行為、法、習慣に関する善悪の基準となる。

続けて以下のように述べている。

人間にとっての究極善は人間的精神の性格と行為における十分な発達であるという学説から導かれる、目的に関する実践的理論は、次のような問いによって表現されるかもしれない。それは、あれやこれやの法や習慣、あれやこれやの行為の方針が、……承認されている諸々の卓越性や徳に到達するのに好都合な諸条件がより一般的に確立されることによって、あるいはこれらの卓越性がある程度において一般的に達成されることによって、あるいはある人々が他の人々の機会を奪ってしまうということなしに、より高い程度においてこれらに到達することによって測られる社会のより善い福祉 (better-being) に貢献するだろうか、という問いである。

究極善は人間の完成であるという学説がもたらす実践的理論とは、行為、法、習慣に関する善悪の基準のことである。それは、「個々の行為などは、

諸徳の一般的な達成によって測られる社会の福祉に貢献するだろうか」という問いによって表現される。

上の一節のすぐ後で、グリーンは以下のように述べている。

以前に説明した区別によって解答を要する問いが、「私はどのようなものであるべきか」ではなくて、「何が行われるべきか」であるすべての場合においては、まさに今述べられた基準が目下の問いに答える手引きとなるべきである。

[自らが行った行為の] 結果を評価するにあたって用いられるべき基準は、我々が先に述べたようなものであるだろう。その基準はまた、我々が、その性格の状態を認識できない他者の諸行為を判断するすべての場合において、あるいはまた我々が、ある種の外的行為が、その動機がどのようなものであるかは無関係に、善いか悪いか、そしてまた諸制度や社会の習慣が、維持されるべきか放棄されるべきか……を考察するすべての場合において用いられなければならないだろう。

上の基準は、自己が行う行為の結果を評価するために資する。それ故、自己が行うべき行為を決定するための手引きとなる。加えて、他者の行為、社会の制度や習慣などの結果を評価するために資する。それ故、他者が行うべき行為、あるべき社会の制度や習慣を決定するための手引きとなる¹²。

上の基準について、グリーンは『倫理学序説』第371節で、改めて以下のように述べている。

12 上の一節と同じ段落の末尾で、グリーンは以下のように述べている。「この基準は、……キリスト教の高度な道徳的教化を同化したすべての人々とともに、行為の諸結果を確かめようとする努力において留意されるべきものであり、また道徳的評価を受け入れるべきすべての確かめられた諸結果を評価する際に、暗黙裡に適用される価値の尺度であるべきものなのである」(PE 354)。

内在的に望ましい生活〔究極的善：引用者〕について考えることは、……人間的魂の諸能力の十分な実現について、人の召命の成就について、そしてまたそれにのみ自己を満足させるものについて考えることである。……このような社会的生について考えることが、行為の蓋然的諸結果を評価するための基準として適用される時、再び第 354 節で述べられた問い……によって表現されるだろう。〔強調は引用者〕

究極善とは、内在的に望ましい生である（PE 371）。内在的に望ましい生とは、すべての人が他の人々の機会を奪うことなしに、自らの能力を実現する社会的生である。この社会的生は、行為の結果の善し悪しを評価するための基準となる。そして、この基準は、先に見た問い（「あれやこれやの法律や習慣、あれやこれやの行為の方針が、……」（PE 354））によって表現される。

(3) 原則について。第一に、グリーンは、『倫理学序説』第 216 節で以下のように述べている。

〔単一の法体系の〕各々は、個人が自国民と自分自身とに共通なものとして想う永続的な福利という観念を具現化するものとして、本質から言って理性の表現であった。……個人を習慣づけて彼の好き嫌いを社会的要求へと従わせる生活の秩序が生じてきたのに伴って、普遍的な人間的同胞性の観念、人間としての人間における請求という観念……に、人々の心を捉えるのに必要な表現を与える、正しさ（right）の一種の共通言語もまた生じてきた。

自己と他者とに共通する永続的な福利の観念すなわち共通善の観念は、「普遍的な人間的同胞性の観念」、「人間としての人間における請求という観念」に他ならない。これらの観念は、法体系および家族制度・財産制度

から成る生活の秩序をもたらす。加えて、これらの観念を表現する「正しさの共通言語」をもたらす。

グリーンは、続けて以下のように述べている。

これらの考察に照らしつつ、我々は、もしこういう言い方をしたければ、正義に適う人の良心の歴史——その良心は、その人の行為が影響しうるすべての人々の福利を、彼自身の福利を査定するのと同じの原理に基づいて査定しつつ平等に配慮するように、彼に命じる良心である——をたどることができよう。

上の「正しさの共通言語」とは、すべての関係者の福利を自らの福利を査定するのと同じの基準に基づいて査定し、平等に配慮するということである。これを、平等な配慮の原則と名付けることにしたい。

第二に、グリーンは、『倫理学序説』第209節で以下のように述べている。

ある共通善、および、その共通善への自己決定的な参与者という観念を……仮定すれば、この観念が、それを抱きうる全員の心の中で持つ傾向とは、互いに交際し我および汝として交流しあえるすべての人を、善への参与者として含んでいる、ということではなければならない。交流の手段がいよいよ増大し、内省の営みが前進していることから、普遍的な人間同胞性を唱える理論が、その観念のもたらす自然な成り行きである。

共通善の観念は、すべての人を善への参与者として包摂する。言い換えれば、普遍的な人間同胞性を唱える理論をもたらす。

上の一節の少し後で、グリーンは以下のように述べている。

すべての人がすべての人に対して、ただ人間として、当然払うべき何

ものがある、という考えを抽象的な仕方では表現するのに、我々は、『法学提要』における正義の有名な定義の中で用いられている次の一節を利用することができよう——「正義とは、各人に彼のものを与えようとする不変で永久的な意志である」。

普遍的な人間同胞性とは、すべての人がすべての人に対して、ただ人間として、当然払うべきものがある、ということに他ならない。それは、「正義とは、各人に彼のものを与えようとする不変の意志である」という、正義の定義の中に表現されている。それ故、それを、正義の原則と名付けることにしたい。

第三に、グリーンは、『倫理学序説』第 211 節で以下のように述べている。

共通善の観念によって統制される限りでの家族のおよび市民的鍛錬が、個人の中に生む固有の結果とは、進んで義務を承認しその承認に基づいて行為しようとする覚悟なのであるが、もしもこうした覚悟を仮定するとしたら、当の個人は、すべての人は何かを自分が当然受けるべきものとして請求できるという原則が法や一般的感情の中に確立されていることから、偏見のない反省に基づいて、いかなる種類の行為規則を自分のために獲得するであろうか。[強調は引用者]

共通善の観念は、義務を承認する覚悟をもたらす。その覚悟を前提とすれば、「すべての人は何かを自分が当然受けるべきものとして請求できる」という正義の原則は、行為のいかなる規則をもたらすだろうか。若干敷衍して言えば、共通善の観念を前提として、正義の原則は、行為のいかなる規則をもたらすだろうか。グリーンは、こう自問している。以上に鑑みれば、共通善の観念は、正義の原則を要請していると言える。

第四に、グリーンは、『倫理学序説』第 207 節で以下のように述べてい

る。

[共通善の] 観念の範囲が拡張するのに応じて、……この観念がもたらすところの……義務の感覚は、ある個々の共同体の成員に対して払うべきであるのみならず、人間が人間そのものに対して払うべきでありもするものを感知する感覚になる。

共通善の観念は、人種、宗教、身分の障壁を超えて拡張するのに応じて、人間が人間に対して払うべきものを感知する義務の感覚をもたらす。若干敷衍して言えば、すべての人がすべての人に対して、ただ人間として、当然払うべき何ものかがある、という正義の原則をもたらす。以上に鑑みれば、共通善の観念は、正義の原則をもたらすと言える。

まとめると、共通善あるいは人間の完成という道徳的理想に関する理論は、(1) 人が、道徳的理想へと向かう発展を探し求めるべき方向、(2) 善悪の基準、(3) 平等な配慮の原則および正義の原則という形で、行為の手引きを与える。

第3節 シジウィックによる批判

シジウィックは、『グリーンの倫理学に関する講義』（以下、『講義』）の中で、グリーンの道徳的理想に対して、三つの批判を行っている。

(1-a) シジウィックは、『講義』第5講で以下のように述べている。

快樂が否認され陶冶が徳に狭められれば、人間の関心の大きな対象は、グリーンの言うように、他者における意志の善さ以外の何でありうるだろうか。「人類の完成」の「本質」は、「すべての人の側での善意志」である。(L 72-3)

グリーンを考えでは、人間の関心の大きな対象すなわち道徳的理想とは、人間の完成に他ならない。それは、快樂のうちにはない。だとすれば、すべての人の側での善意志以外のものではありえない¹³。

シジウィックは、続けて以下のように述べている。

だが確かに、我々は、善さの何らかの抽象的観念に没頭した人を増やすことによって、「その意志」を超えて進まない。善とは何かという問いは、善とは人類において善くある意志を増進する意志である、ということによっては、適切に答えられない。この解決は、依然として決定されない未知の量を明らかに含む。(L 73)

今しがた見たように、道徳的理想とは、すべての人の側での善意志である。では、善意志が目指す善とは何か。言い換えれば、すべての人は、何を意志すべきか。この問いに対して、善とは、善意志を増進する意志であると答えることは、善とは善意志であると答えることでしかない。だとすれば、上の問いは、依然として答えられないままである。

シジウィックは、続けて以下のように述べている。

真の善の観念は空虚になり、実践の手引きを絶対的に欠くということ、を、我々は見出す。すなわち、我々が自分自身と他者において目指すように命じられる心の状態は、(全員が善を意志するとすれば、全員は何を意志すべきか、という) 答えられない根本的な問いを含む状態である。(L 73)

13 この点に関して、シジウィックは、『倫理学序説』の以下の一節を引用している。「それを追求しうる全員にとって真に共通な唯一の善は、善くある普遍的意志に存する」(PE 244)。善意志とは、「無条件的な善、それに準拠して我々が行為の結果を評価する目的である」(PE 292)。

すべての人は何を目指すべきかという問いは、答えられないままである。言い換えれば、善意志が目指すべき真の善（道徳的理想）の観念は、空虚なものである。だとすれば、行為の実践的な手引きを与えない。

(1-b) シジウィックは、続けて以下のように述べている。

だが、上述のように、別の一節で、グリーンは、善意志の内容の中に、自己と他者における意志の善さ以外の結果——例えば知識と美、すなわち「何が真かを知る意志、美であるものを作る意志」——を含めることによって、この空虚さを回避するように見える。(L 74)

グリーンの考えでは、知識と美とを、善意志の内容（善意志が目指すべきもの）の構成要素の一つである。言い換えれば、すべての人は、少なくとも知識と美とを意志すべきである。だとすれば、真の善の観念は、空虚なものではない。

シジウィックは、続けて以下のように述べている。

だが、知識と美に差し向けられた意志が善意志だとすれば、知識と美とは、目的として「人間の性格の完成」に差し向けられた意志の結果でないとしても、善であることは合理的に否定できないのではないだろうか。(L 74)

一方で、知識や美は、善意志の内容（善意志が目指すべきもの）の構成要素の一部となるとすれば、真の善の構成要素の一部ともなる。他方で、先に見たように、真の善とは、すべての人の側での善意志である。以上の二つの見解は、齟齬を来している。

(2) シジウィックは、『講義』第5講で以下のように述べている。

第3部第2章の一節で、グリーンは自らを論理的循環に巻き込まない、

いかなる定義も与えることができないということを、大胆に認め、それに直面するように見える。(L 74)

続けて、『倫理学序説』第 194 節の以下の一節を引用している。

もしも我々が無条件的な善の記述を求められて、それは善い意志であるとか、善い意志がそこへと向けられるものであるとか答えるとしたら、我々は当然のこととして、さらに、では善い意志とは何であるかと問われる。そして、もしこの問いへの解答として、それは無条件的な善への意志であるとしか言えないとしたら、我々は同じく当然のこととして「循環している」との非難を受ける。

善意志とは無条件的な善（すなわち人間の完成という道徳的理想）である。そして、無条件的な善とは善意志である。無条件的な善すなわち道徳的理想をこう定義すれば、循環論法に陥っている。以上のような批判を、グリーンは予想している。

上の批判に対して、グリーンは次のように応えている。

我々は、無条件的な善としての人間の完成については、人間の善さや善意志についてある仕方で我々が知るもの以外には——すなわち、人間の完成が、無条件的な善のための手段としてこれまでとってきた〔制度・慣習等の外在的な：引用者〕形で知ったり、あるいは、無条件的な善を追い求める〔内面的な：引用者〕努力の中で知ったりするもの以外には——いかなる知識ももたない。……

従って、人間の善さは人間性の理想への献身であると述べ、そのあと人間性の理想は人間の善さに存すると述べる、ということが、目下考究中の問題にとっては唯一適切な手続きなのであるから、それは非論理的な手続きではない。その意味するところは、まだ実現されては

いなくとも動機として作動している、そういった理想は、人間の中では、その完結がほかならぬ実現した理想そのものとなるであろうような生の未完成形を、人間自身の完全な発展の未完成形を、すでに構成している、ということである。(PE 195-196)

人は、人間の完成という理想を、未完成な形でしか知ることができない。それ故、人にとって、その理想は、それへと向けられた努力、すなわちその理想に献身する善意志でしかありえない。だとすれば、無条件的な善(人間の完成という理想)とは、善意志のうちであり、善意志とは無条件的な善への献身のうちにあると述べることは、無条件的な善の唯一の可能な定義である。それ故、非論理的な定義ではない。

今しがた見たグリーンの見解を、シジウィックは次のように批判している。

善くある意志は、それ自体、理想的完成の部分であることを私は認める。私の意見は、それは、[その理想の：引用者] 残余についていかなる知識も——残余について知るいかなる見込みも——与えない、その知識の部分である、ということである。単独で捉えれば、それは、いかなる実践的手引きもまったく与えない。(L 76)

善意志は、人間の完成という理想の構成要素の一部となる。しかしながら、その理想の残余の部分について、いかなる知識も与えない。加えて、善意志は、単独で捉えられれば、行為のいかなる実践的な手引きも与えない。

(3) シジウィックは、『講義』第5講で以下のように述べている。

人間の能力の実現が何に存するのかを我々が知らないとすれば、それへの前進がどうなされるのかを、我々はどのように知るべきか。グリーンは答える。国家の法や世論の法が認める「義務の体系」は、「人

類の理想を追求するための絶対的命法の表現」であり、「無条件的善への努力の成果」(PE 197)である、と。(L 76)

道徳的理想すなわち人間の能力の実現とは何かを、我々は知らない。だとすれば、その理想を実現するために、我々は何をすべきか。この問いに対するグリーンへの答えは、法や世論が認める義務を果たすべきだ、——言い換えれば、法や慣習的道徳の規則を遵守すべきだ、——というものである。

今しがた見たグリーンによる答えを、シジウィックは、次のように批判している。

人々が、この義務の体系を、完成への努力の中で確立したと認めるとしてさえ、我々の先祖は、完成とは何かを知らなかったとすれば、それが実現されるべき手段を告げたと、なぜ、我々は想定すべきだろうか。(L 77)

慣習的道徳や社会の制度を確立した我々の先祖は、人間の完成という理想(目的)とは何かを知らなかった。だとすれば、その理想(目的)を実現するための手段を告げることはできない。若干敷衍して言えば、慣習的道徳や社会の制度は、人間の完成という理想を実現するための手段となるとは限らない。従ってまた、行為の手引きとなるとは限らない。

第4節 道徳的理想の理論の評価

シジウィックによる批判の評価

前節で見たシジウィックによる批判は、適切なものであろうか。

(1-a) 真の善(道徳的理想)の観念は、空虚である。それ故、行為の手引きを与えない。

上の批判に対して、グリーンからの立場から応えたとすれば、以下のよう

になる。

前節で見たように、すでに部分的には実現された徳は、人が、道徳的理想へと向かう発展を探し求めるべき方向を示している。加えて、道徳的理想の理論は、行為に関する善悪の基準および正義の原則などをもたらす。だとすれば、完全に空虚なものではない。言い換えれば、一定の内容を備えている。それ故、行為の手引きとして、一定の示唆を与える。

(1-b) 一方で、知識と美とが善意志の内容の構成要素の一部となるとすれば、真の善の構成要素の一部ともなる。他方で、真の善とはすべての人の側での善意志である。今しがた見た二つの見解は、齟齬を来す。

上の批判に対して、グリーンの立場から応えたとすれば、以下のようになる。

第一に、一方で、知識と美とは、人間の完成の構成要素の一つとなるケースでのみ、真の善（無条件的な善）の構成要素の一つとなる。裏を返せば、単独で捉えられれば、無条件的な善ではない。言い換えれば、条件付きの善である。他方で、人間の完成、および、それを目指す善意志は、無条件的な善である。以上に鑑みれば、知識と美とは（条件付きで）真の善の構成要素となるという見解と、真の善とは善意志であるという見解すなわち善意志のみが（無条件的に）真の善を成すという見解とは、齟齬と来さないとと言える。

第二に、神的意識のうちでは、知識や美は、人間の完成の構成要素の一つとなる。しかしながら、人にとって、人間の完成は、潜在的にのみ成就される。それ故、人は、人間の完成を、潜在的にのみ知ることができる。他方で、人が現実的に獲得できる真の善は、人間の完成を目指す善意志だけである。だとすれば、現実的には、真の善とは善意志である。まとめると、一方で、知識と美とは、潜在的には、人間の完成の構成要素の一つとなる。他方で、現実的には、真の善（人間の完成）とは善意志である。だとすれば、今しがた述べた二つの言明は、齟齬を来さない。

(2) 善意志は、人間の完成という理想の構成要素の一部である。しか

しながら、その理想の残余の部分について、いかなる知識も与えない。加えて、善意志は、単独で捉えられれば、行為の手引きを与えない。

上の批判に対して、グリーンの立場から応えたとすれば、以下のようになる。

仮に、善意志は、人間の完成という理想の残余の部分から切り離して単独で捉えられるとすれば、盲目の意志である。だとすれば、その理想の全体について、いかなる知識も与えない。しかしながら、実際は、善意志は、人間の完成という理想の全体を志向する、その理想の一部である。それ故、その理想の全体を、ある程度は分有し、それを先取している。言い換えれば、善意志のうちに、その理想へと向かう発展を探し求めるべき方向が示されている。それ故、行為の手引きとして、一定の示唆を与える。

(3) 慣習的道徳や社会の制度を確立した我々の先祖は、人間の完成という理想（目的）とは何かを知らなかった。だとすれば、その理想（目的）を実現するための手段を告げることはできない。若干敷衍して言えば、慣習的道徳や社会の制度は、人間の完成という理想を実現するための手段となるとは限らない。従ってまた、行為の手引きとなるとは限らない。

上の批判に対して、グリーンの立場から応えたとすれば、以下のようになる。

先に見たように、人間の完成という理想は、これまでに達成されたその理想の不完全な実現から、部分的には知られている。だとすれば、慣習的道徳や社会の制度を確立した人たちは、人間の完成という理想について、部分的には知っている。だとすれば、その理想を実現するための手段についても、部分的には知っている。その知識に基づいて、慣習的道徳や社会の制度を確立したのである。以上に鑑みれば、慣習的道徳や社会の制度は、その理想を実現するための一定の手引きとなる。

道徳的理想の理論の意義と問題点

道徳的理想の理論は、どのような意義を持つだろうか。第一に、それ

は、行うべき行為に関して、一定の手引きを与える。第二に、慣習的道德や社会の制度を維持するための原動力となる。加えて、それらが役立たないケースでは、それらを是正したり、補足したりするための原動力となる。

第一の意義について。本節で見たように、道徳的理想の理論は、まったく空虚なものではない。言い換えれば、一定の内容を備えている。それ故、行うべき行為に関して、一定の手引きを与える。その手引きは、(イ) 消極的なものであり、(ロ) 大まかなものである¹⁴。

(イ) の具体例を見てみよう。グリーンは、『倫理学序説』第209節で、以下のように述べている。

普遍的な人間同胞性を唱える理論の遅延は利己的関心によるもの、すなわち、有力者や有力な階級がその理論に基づいて振る舞うことを不都合にし、また、自らの実践を正当化しうる何か他の対抗理論を彼らが歓迎するように仕向ける、そういった利己的関心によるものである。

共通善（道徳的理想）の観念は、普遍的な人間同胞性の理論をもたらす（*Ibid.*）。しかしながら、一部の有力者たちは、利己的関心から、普遍的な人間同胞性の理論の普及を妨げてきた。

グリーンは、続けて以下のように述べている。

それは例えば、アメリカの一部の共同体を導いてた関心であって、そ

14 この点に関して、グリーンは、『倫理学序説』第172節で、以下のように述べている。「人間の道徳的潜在能力は、それがこの先なるべきものとして自らのうちに有するものを、現実的な達成の形で、ある程度まではすでに示しているのであり、そしてまた、これまでに発展してきた活動を反省することにより、我々はその完全な実現に関して、少なくとも何らかの消極的な結論くらいは形成することができるのである。つまり、われわれには、この完全な実現が、我々の活動のある一定の方向においてのみ達成されえ、他の方向においては達成されえない、ということが確信できよう」。

これらの共同体は、すべての人は自由で平等に生まれたという論拠によって自らの独立を主張しながらも、そのあと黒人奴隷の制度をほとんど百年間も擁護し、それを防衛するためのすさまじい戦争を経てようやくそれを放棄するに至った。

アメリカの一部の共同体は、利己的関心から、黒人奴隷の制度を擁護している。しかしながら、この制度は、すべての人が自由で平等であるという普遍的な人間同胞性の理論、およびその根底にある共通善という道徳的理想と齟齬を来している。それ故、道徳的理想の理論は、黒人奴隷の制度をはっきりと否認している。以上に鑑みれば、道徳的理想の理論は、少なくとも、行為の消極的な手引きを与えると言える。

(ロ) について。第2節で見たように、「人間の道徳的潜在能力は、それがこの先なるべきものとして自らのうちに有するものを、現実的な達成の形で、ある程度まではすでに示している」(PE 172)。それ故、我々は、この能力の完全な成就という理想へと向かう発展を探し求めるべき方向を知ることができる (*ibid.*)。以上に鑑みれば、人間の完成という道徳的理想の理論は、少なくとも、行為の大まかな手引きを与えると言える¹⁵。

第二の意義について。第一に、グリーンは、『倫理学序説』第312節で、以下のように述べている。

実際あらゆる道徳の進歩の源泉は、人間の完成の理想による心と意志の魅了、そしてそこから生じる実践的確信以外のどこに存するものでもありえない。

15 周知のように、ミルやアリストテレスは、倫理学を航海術にたとえている。航海術において、北極星は進路を決定する際の大まかな手引きとなる。同様に、倫理学において、道徳的理想は、行うべき行為を決定する際の大まかな手引きとなる。

人間の完成という道徳的理想は、意志を魅了する。意志の魅了は、実践的
確信をもたらす。そして、この意志の魅了と実践的確信とが、道徳的進歩
の源泉となる。以上から、上の道徳的理想は、道徳的進歩の原動力となる。
若干敷衍して言えば、社会の制度や慣習的道徳の規則が役立たないケース
では、それらを是正したり、補足したりするための原動力となる。

第二に、グリーンは、『倫理学序説』第 352 節で、以下のように述べて
いる。

承認されている行為の諸規則が当てはまるようには思えない新しい一
連の状況に直面することを余儀なくされた場合に、人は、いかにして、
行為において最善で最高のものを目指すようにただ単に自らを動かす
観念のうちに手引を見出すべきなのか。

社会の制度や慣習的道徳の規則が役立たないケースでは、「可能な人間的
完成の観念」(PE 352)こそが、行為において最善のものを目指すように
人を動かすものとなる。若干敷衍して言えば、社会の制度や慣習的道徳の
規則が役立たないケースでは、それらを是正したり、補足したりするた
めの原動力となる。

今しがた見たグリーンの見解は、二度の世界大戦の惨禍を経た現代
は、人間の罪深さを軽視し、ユートピア的な理想を掲げる楽観論に見える
かもしれない。しかしながら、そのような理想を掲げることは、貧困、差
別、殺戮に満ちた現実を変革する原動力となりうる¹⁶。

本節で見たように、道徳的理想の理論は、まったく空虚なものではな
い。しかしながら、その理想について、完全な知識を与えない。それ故、
それが与える行為の手引きは、不完全なものである。具体的に言えば、次

16 Cf. Tyler, Colin, *Civil Society, Capitalism and the State: Part 2 of the Liberal Socialism of Thomas Hill Green*, Imprint Academic, 2012.

のような問題点を持つ。すなわち、第一に、その理論は、すべての道徳的ジレンマを解決できない。第二に、その理想の解釈は、人によって、また同一の人でも時に応じて異なりうる。それ故、個々の事例で、行為の異なる手引きを与えうる¹⁷。

第一の問題点について、グリーンの立場からどう応えうるだろうか。この問いに答える手掛かりになるのは、『倫理学序説』第 372 節の以下の一節である。

多くの場合において、ある熟慮された行為がまさに実行されるべきか否かを決定することの実際の困難は、どのような諸結果がその行為から続いて起こりそうであるかを決定することの困難である。つまりそれは、もしひとたびその諸結果が確かめられることができるならば、それらをどのように評価するかということの困難ではなく、それらの諸結果がどのようなものであるかを確かめることの困難である。この困難の処理ということに関しては、どの究極善の学説も他の学説を凌駕するということはない。それは、それら二者〔人間の完成という理想の学説と功利主義の学説：引用者〕のいずれの学説も他の学説より多くの諸事実の知識を我々に与えよとか、諸状況の分析において、我々を明敏かつ忍耐強くさせよと主張することはできないからである。

多くのケースで、道徳的ジレンマを解決すること、すなわちある行為を実行すべきか否かを決定することの実際の困難は、その行為の結果を予想することの困難である。この困難に対処するためには、事実の知識を収集し、明敏かつ忍耐強く状況を分析することが必要である。事実の知識を収集し、状況を分析することは、科学の役割である。他方で、倫理学の役割は、行為がもたらす諸結果の価値を判定することである。事実の知識を収

17 Cf. Nicholson, *op. cit.*

集し、状況を分析することではない。以上に鑑みれば、倫理学の理論は、すべての道徳的ジレンマを解決する必要はないと言える。それ故、すべての道徳的ジレンマを解決できないということは、道徳的理想の理論の問題点とならない¹⁸。

第二の問題点について、グリーンの立場からどう応えうるだろうか。

道徳的理想が行為の手引きを与えるためには、その理想に動機づけられている精神、その理想を追求する良心によって解釈され、個々の状況に適用されなければならない (PE 308, 311, 352)。ところで、道徳的理想の解釈は、それが適用されるべき個々の状況に応じて異なるべきものである。言い換えれば、個々のケースで、行為の異なる手引きを与えるべきである。だとすれば、道徳的理想の理論は、個々のケースで行為の異なる手引きを与える、ということは、その理論の問題点とならないように見える。

今しがた述べた応えは、適切なものであろうか。この問いに答えるためには、個々のケースに関してグリーンが行う判断を、批判的に検討する必要がある。これは、残る課題となる。

おわりに

グリーンを考えでは、道徳的理想は共通善である。共通善とは、各人がそれを得ることが、全員がそれを得ることに貢献するような心の状態および性格である。具体的には、能力の実現、永続的自己の充足、善意志、相互奉仕の理想への献身、人間の完成である。

道徳的理想の理論は、社会の制度や慣習的道徳の規則を遵守することを命じる。しかしながら、それらの規則が役立たないケースや、不十分であるケースでは、それらを是正したり、補足したりすることが必要になる。そのようなケースで、道徳的理想の理論は、(1) 人が、道徳的理想へと向

18 Cf. PE 310-27. Cf. Nicholson, *op. cit.*

かう発展を探し求めるべき方向、(2) 善悪の基準、(3) 平等な配慮の原則および正義の原則をもたらす。それ故、行為に関して、一定の手引きを与えうる。

今しがた見たグリーンの見解を、シジウィックは、次のように批判している。すなわち、道徳的理想の観念は、空虚なもの、あるいは曖昧なものである。それ故、行為の手引きを与えない、と。

グリーンの立場から、シジウィックによる批判に対して、次のように応えた。すなわち、道徳的理想の観念は、一定の内容を備えている。それ故、行為に関して、一定の手引きを与えうる、と。

道徳的理想の理論の意義は、(イ) 行為に関して、消極的な手引きや大まかな手引きを与えるということ、および、(ロ) 慣習的道德や社会の制度を維持し、それらが役立つないケースではそれらを是正したり補足したりするための原動力となるということである。他方で、その理論の問題点は、すべての道徳的ジレンマを解決できないということ、および、人によって、また同一の人でも時に応じて、行為の異なる手引きを与えうるということである。

(みずの・としなり 慶應義塾大学文学部非常勤講師)

The Moral Ideal as a Guide for Actions

Toshinari MIZUNO

Green's theory of the moral ideal calls for us to comply with the rules of conventional morality and social institutions. However, there is a need to rectify or complement the rules when they are not useful or insufficient. This paper clarifies that, in such cases, Green's theory sets forth (a) the *orientation* in which we should

seek to realize the ideal (human perfection), (b) the *criterion* of what is good or bad in people's actions, and (c) the *principle* of justice and the *principle* of equal consideration, thereby providing a guide for actions. Sidgwick criticizes Green's theory, noting that because the idea of the moral ideal is empty or ambiguous, it cannot guide actions. I argue that, from Green's perspective, Sidgwick's criticism can be countered as follows: because the idea of the moral ideal has some content, it can provide some guidance for actions. The significance of Green's theory is that it provides a negative or rough guide for actions, and moves us to comply, rectify, or complement the rules of conventional morality and social institutions. The difficult aspect of the theory is that the guidance differs depending on the person and times.